

国会公契第 57 号  
国北予第 32 号  
令和 8 年 3 月 24 日

各 地 方 整 備 局 長 殿  
北 海 道 開 発 局 長 殿  
国 土 地 理 院 長 殿  
国土技術政策総合研究所長 殿

国 土 交 通 事 務 次 官  
( 公 印 省 略 )

「工事請負契約書の制定について」等の一部改正について

政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和 24 年大蔵省告示第 991 号）が令和 8 年 3 月 6 日財務省告示第 54 号により改正されたことに伴い、「工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 25 号）等の一部を下記のとおり改正し、令和 8 年 4 月 1 日以降に締結される契約から適用することとしたので通知する。

記

（工事請負契約書の制定についての一部改正）

- 1 「工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 25 号）の一部を次のように改正する。

別冊工事請負契約書第 35 条第 9 項、第 53 条第 3 項及び第 55 条第 2 項中「年 2.5 パーセント」を「年 3 パーセント」に改める。

（出来高部分払方式の実施についての一部改正）

- 2 「出来高部分払方式の実施について」（平成 22 年 9 月 22 日付け国地契第 30 号）の一部を次のように改正する。

実施要領 5 の 2) に定める工事請負契約書 35 条第 10 項中「年 2.5 パーセント」を「年 3 パーセント」に改める。

（土木設計業務等委託契約書の制定についての一部改正）

- 3 「土木設計業務等委託契約書の制定について」（平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 26 号）の一部を次のように改正する。

別冊土木設計業務等委託契約書第 35 条第 7 項、第 50 条第 1 項及び第 2 項並びに第 52 条第 2 項中「年 2.5 パーセント」を「年 3 パーセント」に改める。

(建築設計業務委託契約書の制定についての一部改正)

- 4 「建築設計業務委託契約書の制定について」(平成10年10月1日付け建設省厚契発第37号)の一部を次のように改正する。

別冊建築設計業務委託契約書第36条第7項、第55条第1項及び第2項並びに第57条第2項中「年2.5パーセント」を「年3パーセント」に改める。

(建築工事監理業務委託契約書の制定についての一部改正)

- 5 「建築工事監理業務委託契約書の制定について」(平成13年2月15日付け国官地第3-2号)の一部を次のように改正する。

別冊建築工事監理業務委託契約書第45条第2項中「年2.5パーセント」を「年3パーセント」に改める。

(発注者支援業務等委託契約書の制定についての一部改正)

- 6 「発注者支援業務等委託契約書の制定について」(平成24年1月10日付け国地契第64号、国北予第28号)の一部を次のように改正する。

別冊発注者支援業務等委託契約書第54条第2項中「年2.5パーセント」を「年3パーセント」に改める。